

消 防 危 第 216 号
平成29年10月30日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として
ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理す
る一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出する
ものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）・・・・・・・・・・政令
危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・・・・・・・・規則

（問い合わせ先）

消防庁危険物保安室

担当：竹本補佐、池町係長、羽田野事務官

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

(危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所関係)

問1 危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置されるボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）について

- 1 排気筒は、規則第28条の57第2項第1号及び第3項第3号で引用される規則第28条の55第2項第8号の規定並びに規則第28条の57第4項第10号の規定に係る「換気の設備」に該当するか。
- 2 1で排気筒が「換気の設備」に該当する場合、排気ガスにより高温となる排気筒であっても、防火上有効なダンパー等の設置が必要か。
- 3 規則第28条の57第2項第1号で引用される規則第28条の56第2項第1号の規定により、建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであることとされているが、延焼防止のため、排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、政令第23条を適用し、排気筒が区画を貫通することを認めて差し支えないか。

- 答1
- 1 該当しない。
 - 2 1により承知されたい。
 - 3 差し支えない。

問2 規則第28条の57第4項第7号の規定により、危険物を取り扱う設備及び屋外にある危険物を取り扱うタンクの囲いの周囲に幅3m以上の空地（以下「保有空地」という。）を保有することとされているが、架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えないか。

答2 差し支えない。